

令和7年 第11回 新富町農業委員会会議録

(令和7年1月28日)

新富町農業委員会

令和7年 第11回新富町農業委員会定例会議録

召集年月日	令和7年11月28日(金)					
召集の場所	新富町役場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和7年 11月28日 午後 2時10分 議長 閉会 令和7年 11月28日 午後 2時45分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1番	平下 裕敏	○	9番	長友 保	○
	2番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5番	井崎 誠	×	13番	倉永 英生	○
	6番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8番	鬼塚 真理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		14番 新恵 浩二 委員 15番 長友 嘉美 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名		局長	宮本 信一	○		
		局長補佐	嶋末 剛	○		
		係長	中谷 静江	○		
		主任主事	河野 晃大	○		
会議に付した事件	別紙のとおり					
議事日程	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					
議案写	省略					
傍聴人						

付議した案件

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (6) 農地所有適格法人の承認について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第51号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について
(即売り案件)

議案第52号 農用地利用集積計等促進計画案（所有権移転）について
(一時貸付案件)

議案第53号 農用地利用集積計等促進計画案（貸借権設定）について

議案第54号 農地所有適格法人の承認について

議長 ただ今から、令和7年第11回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員7名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 10月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局の説明をお願いします。

事務局 (報告事項を報告)

議長 この件について質問等はないですか。

議長 質問等もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員に、12番 仲原 亨委員、13番 倉永英生委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 それでは、議事に入りたいと思います。

日程第3 報告第1号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」ご説明いたします。今回、農地法第5条の許可の取消の申請があったのは、令和3年6月14日付けで許可された、譲受人が株式会社■■、譲渡人が■■■■さん、■■■■・■■■■さんです。申

請地は大字日置字■■■■■ほか2筆の1,577m²で用途は太陽光発電施設の設置です。取下げ理由は、資金繰りが悪化したためとの事です。なお、後ほど説明いたしますが、同申請地に新たな事業者による5条転用が申請されております。報告は以上です。

議長 ただ今、報告がありましたがご意見等ありませんか。

(なしの声あり)

議長 意見等が無いようですので報告案件はこれにて終わります。

議長 それでは、議事に入りたいと思います。
日程第3 「議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
譲受人は大字新田■■■の■■■さん、譲渡人は■■■さんです。申請地は大字新田字■■■■の田987m²です。親子間での無償譲与になります。
次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、水稻が作付けされたあとがあり、問題ない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

猪俣 ありません。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。
譲受人は大字新田■■■■の■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字新田字■■■■ほか2筆の畝で合計8,294m²です。経営規模拡大の所有権移転で、10aあたり■■■円で対価額は■■■円となります。なお、牧草を作付け予定です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、牧草が作付けされており、問題ない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

仲原 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており、作付けに問題ない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵 ありません。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。

譲受人は大字新田■■■■の■■■■さん、譲渡人は新富町です。申請地は大字新田字■■■■■の登記が牧場で現況が畠の 10,994 m²です。この案件は町営牧場が崩落し、■■さん所有の土地が耕作できなくなつたため代替地として無償譲渡することです。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、牧草が作付けしており、問題ありませんでした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵 ありません。

議長 次に、その 5について事務局に説明を求めます。

事務局 その 5についてご説明いたします。

譲受人は大字下富田■■■の■■■さん、譲渡人は■■■さんです。申請地は大字新田字■■■■■ほか 2 筆で登記・現況共に田の合計 1,840 m²です。親子間での無償譲渡になります。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており、作付けに問題ありませんでした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

新恵 ありません。

議長 ただ今、議案第 49 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 49 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 49 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 50 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページをご覧ください。こちらは、報告第 3 号にて説明いたしました案件になります。譲受人は株式会社■■■■■■、■■■■■譲渡人は■■■■さん ほか 2 名です。申請地は大字日置字

ほか2筆で、登記地目及び現況が畠の合計 1,577 m²になります。場所については、国道10号沿いの株式会社■■■■■から北に100mほど進んだ土地になります。申請内容は太陽光発電施設の設置となります。2ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第2種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 11 番 中山真一委員

中山 11番中山が現地調査の報告をいたしたいと思います。場所は今説明
があったとおり、10号線の岩脇というところで、■■の北側で草も綺
麗に刈ってありますし、進入路もありますし、準備が出来てありました。
何も異常はありません。以上です。

議長 地元委員から何かありますか。

出口 ないです。

議長 次に、その2について事務局に説明を求めます。

事務局 その2についてご説明いたします。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 11 番 中山真一委員

中山 11番中山が説明を申し上げます。今、説明がありましたけど場所的には、■■■の丁度裏側ということで、排水は何も問題ないぐらい綺麗な砂地で水捌けも良くて、排水ももちろんありますけど、親の実家がそばにありまして、ちょっとした畑があります。そこに家を建てたいということで息子さんが帰ってこられるということで何も問題はありません。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

出口 ないです。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

現地調査資料の5ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんです。申請地は大字下富田字■■■■■で登記・現況とも畠で330m²です。場所については、■■■■地区集会所から北北東に260mほど進んだ土地です。申請内容は一般個人住宅の庭の設置となります。6ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周囲がブロック塀に囲まれていることから生産性の低い小集団の農地と考えられますので第2種農地と判断し、許可相当と判断しております。説明は以上です。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

前田 2番 前田章男委員

前田 2番前田が現地調査の報告をいたします。こちらは今、家が空き家になつていまして、ここを購入するにあたって隣の畠を子供の遊ぶ庭に使いたいということで転用が出てきました。整地もしてあって除草シートが敷いてあり、既に準備がしてあるなという感じでした。特に問題はないと思います。

議長 次に、その4について、事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。

現地調査資料の7ページをご覧ください。譲受人は宮崎市在住の■

■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字下富田字■■■■■で登記が畠、現況が宅地で 86 m²です。場所については、■■■■■地区集会所から北北東に 40mほど進んだ土地です。8 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。なお、前所有者が既に倉庫を建設しているため、追認案件となります。説明は以上です。

議長 それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が現地調査の報告をいたします。こちらは先程と同じで空き家で、ここを購入するにあたって、敷地内の農業用倉庫の一部が農地となっており、その申請ということで、先ほど言ったとおり既に倉庫も建っておりますが、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 次に、その 5 について、事務局に説明を求めます。

議長 その 5 についてご説明いたします。

現地調査資料の 9 ページをご覧ください。譲受人は株式会社■■■■■、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は新富町富田西■■■■■番地で、登記が畠、現況が雑種地の 503 m²です。場所については、国道 10 号沿いの■■■■■から東に 140mほど進んだ土地になります。10 ページの利用計画図をご確認ください。申請内容は建売住宅 2 棟の建築となります。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計画区域内の準工業地域に指定されているため、第 3 種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 2 番 前田章男委員

前田 2 番前田が現地調査の報告をいたします。こちらは、周りが宅地に囲まれており、目の前は 10 号線沿いにあるところで、近くに排水等の設備もちゃんとあったので、特に問題はないと思われます。以上です。

議長 地元委員から何かありますか。

倉永 ないです。

議長 次に、その6について、事務局に説明を求めます。

議長 その6についてご説明いたします。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 10番 猪俣 忠委員

猪俣 10番猪俣が現地調査の報告をいたします。今、説明がありましたとおり■■■■■の北側になるんですけど、草がはらって綺麗にしてありました。排水路自体がまだできていないということですが、道路に排水路が併設されていて、それに接続するということで何ら問題ないと思います。以上です。

議長 地元委員から何かありますか。

倉永 ないです。

議長 次に、その7について、事務局に説明を求めます。

事務局 その7についてご説明いたします。

現地調査資料の 13 ページをご覧ください。譲受人は宮崎市在住の■■■さん■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■で登記が田、現況が雑種地で 4.05 m²です。隣接の土地と一体で住宅を建築するものです。場所については、■■■■■■■

■■■■■から北西に 70mほど進んだ土地です。14 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 現地調査の報告については、その 8 の後に一括して説明をお願いします。

議長 次に、その 8 について、事務局に説明を求めます。

事務局 その 8 についてご説明いたします。

現地調査資料の 15 ページをご覧ください。譲受人は■■■■■さん、■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字上富田字■■■■■の田と■■■の畑で現況が雑種地の 11 m²と 16 m²で、その 7 の隣接地となります。この案件も隣接の土地と一緒に住宅を建築するものです。16 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 10 番 猪俣 忠委員

猪俣 10 番猪俣がその 7 と 8 の説明をいたします。この 7 番と 8 番は隣接している土地ですので一括して説明いたします。現地は草がきれいに払ってあって、排水路もあります。これは■■■■■■■の横なんですけどいつ着工してもいいような状態になっていますので、何ら問題ないと思われます。隣接地は全部住宅が建っていますので、何もないと思いますので。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

倉永 ないです。

議長 ただ今、議案第 50 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 50 号について、承認される方の挙手を求めてます。

議長 挙手全員ですので、議案第 50 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 51 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について（即売り案件）」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

11 番 中山真一委員

中山 その 1 につきまして、中山が説明をしたいと思います。譲受人は■■■■■で繁殖牛農家を営んでいます認定農家の■■■■■さんです。今度、買受ける田は以前から飼料稻を作っていたということで今回、買受けるという事になりました。譲渡人は愛知県となっていますけど、元々は■■■■■の方で■■■■■さんです。申請地は大字三納代■■■■■の田です。合計 2,595 m²で、公告年月日が令和 7 年 11 月 28 日の対価額は■■■■■円で 10a あたりが■■■円となっています。これは経営規模拡大ということです。山口委員とのあっせんです。以上です。

議長 次に、その 2 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

15 番 長友嘉美委員

長友嘉 15 番長友が 2 番についてご説明いたします。譲渡人が■■■■■さん、譲受人が■■■■■さんです。所在が下富田■■■■■と■■■■■で 2 筆合わせて現況田で面積が 2,879 m²になります。公告年月日が令和 7 年 11 月 28 日で対価額が 10a あたり ■■■円という事になります。これは前田委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その 3 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13 番 倉永英生委員

倉永 申請番号 3 番について倉永が説明いたします。所在地が下富田■■■と■■の現況が田で面積が 1,566 m²、譲渡人が大字上富田■■番地の■■■■さん、譲受人が■■■■で畜産を経営されています■■さんです。10aあたり■■■円でこれは■■■円のところでしたけど、畔が欠落しているということで復旧等の費用がかかるということで■■円になったところであります。以上です。

議長 次に、その 4 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

13 番 倉永英生委員

倉永 所在地については、今説明しました 3 番と隣接しております、現況は 3 と 4 が 1 筆になっております。4 について説明いたします。所在地は下富田■■■■■と■で現況が田で面積が 1,436 m²であります。譲渡人が先程言いました■■■■さんの奥さんであります■■■■さんです。住所は■■さんと同じです。譲受人が先程と同じ■■■■の■■■■で畜産を経営されております。10aあたりが■■■円ということがあります。これは太田委員との共同あっせんです。以上です。

議長 ただ今、議案第 51 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 51 号について承認される方の挙手を求める。

議長 挙手全員ですので、議案第 51 号については承認されました。

議長 次に、議案第 52 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について（一時貸付案件）」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 この案件は、農業振興公社の特例事業の一時貸付（4年10ヶ月）を利用した売買になります。譲受人は、法人で36haの経営面積で営農しています、認定農家の「■■■■■■■■」代表をされている■■■■■さん、譲渡人は公益社団法人宮崎県農業振興公社です。所在地は大字新田字■■■■■、1,452m²及び■■■■■、2,277m²の田で合計3,729m²になります。対価額は■■■■■円、経営規模拡大のための購入で、一時貸付の期間満了に伴う購入となります。説明は以上でございます。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

長友保 その前に、どこになるんですかね。

事務局 場所は■■■さんが建てた乾燥場の向かい側です。

議長 ただ今、議案第52号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第52号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第52号については承認されました。

議長 次に、議案第53号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第53号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その1からその64まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 53 号についてご説明いたします。

農地中間管理事業の溜水地区ほか個別案件で、賃貸借39件、使用貸借25件の計64件になります。以上、説明とします。

議長 ただ今、議案第 53 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 53 号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第 53 号については承認されました。

議長 次に、議案第 54 号「農地所有適格法人の承認について」を議題いたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、31 ページをご覧ください。

次に、役員要件については、理事等の過半は農業に常時従事（原則年間 150 日以上）する構成員であること、また、理事等又は農業について権限と責任を有する使用人のうち、1 人以上の者が農作業に従事（原則年間、60 日以上）となっていますが、これについても要件を満たして

おります。

なお、農地所有適格法人としての認定日については、はじめて農地を取得する際、農業委員会において権利設定の許可がされた日をもって認められるものであります。

以上のことから、申請者は、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。説明は以上です。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。

議案第 54 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 54 号については承認されました。

議長 以上で、令和 7 年 11 月 28 日開会の第 11 回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は、全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7 年 月 日

会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____